

職員の退職管理に関する条例の骨子案

1 制定の趣旨

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

同法による改正後の地方公務員法（以下「改正後の法」といいます。）では、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられました。

改正後の法第38条の2第8項の規定では、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長・課長相当職（県の本庁次長・課長等）に就いていた者に対し、その職務に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけを禁止することについて、また、改正後の法第38条の6第2項の規定では、再就職した元職員に対して再就職情報の届出を義務付けることについて、それぞれ地方公共団体が必要と認める場合は条例により定めることができるとされています。

今回の地方公務員法の改正趣旨である退職管理の適正の確保に照らし、前述の働きかけ規制及び再就職情報の届出の義務付けについて、退職管理の円滑な実施を図るため、条例で定める必要があると判断されることから、新たに条例を制定するものです。

2 条例の内容

（1）国の部長・課長相当職に就いていた再就職者に対する働きかけ規制

営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長・課長相当職に就いていた者は、当該職に就いていた時に在籍していた執行機関の組織等の職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを定めます。

（2）再就職情報の届出

管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限り、）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、再就職情報を届け出なければならないことを定めます。

3 施行期日

平成28年4月1日